

南紀熊野ジオパーク登録商品実施要綱

(目的)

第1 南紀熊野ジオパークの大地、気候、生態系、人々の暮らしとの繋がりが感じられる商品を地域ならではの魅力を発信する「南紀熊野ジオパーク登録商品」として登録し情報発信や販路開拓に寄与することで、大地の恵みを活かした地域の産業振興を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 本要綱において「商品」とは、飲食店で提供される飲食物、物産店などで販売される農産物、食品、飲料品、工芸品、紙製品、布製品などで、一般旅行者が南紀熊野ジオパークエリア（以下「エリア」という。）内の店舗等で購入できる販路を持っているものをいう。

2 本要綱において「登録」とは、申請により商品等について、一定の基準に適合するものを南紀熊野ジオパーク登録商品として登録することをいう。

(応募条件)

第3 エリアの大地・自然・人などの繋がりがあり、工夫を凝らした独自性のある商品とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 エリア内で産出・生産された商品や一次産品を主な原料とした商品
- 2 エリア内の見どころとなる地形等を模すとともに、こだわりと工夫を凝らした申請事業者の代表的な商品
- 3 商品がエリア内で生産されたものであること。

(その他の条件)

第4 本制度への申請に関するその他の条件として、以下の要件を満たしている商品に限る。

- (1) 法令等を遵守していること（関係法令、基準、業界での製造基準、表示義務等の遵守）。例：製造物責任法、食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等
- (2) 他の特許品または登録品の模倣品でないこと。
- (3) 必要な許可を取得していること。製造・販売について、法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。
- (4) 特許権や意匠権等の産業財産権、その他の権利を侵害していないこと。

(申請)

第5 登録を受けようとする者は、「南紀熊野ジオパーク登録商品」申請書（以下「申

請書」という。)を南紀熊野ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)に提出しなければならない。

- 2 認定の申請を行うことができる者は、エリア内に本社、営業所または工場等がある企業・団体・個人事業主とする。

(審査)

第6 登録にかかる審査は、別途定める南紀熊野ジオパーク認定商品制度審査会(以下「審査会」という。)が行う。

- 2 審査に関する事項は、別に定める審査会規程による。
- 3 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

(登録)

第7 協議会は、前条の規定による審査において、商品等が別記1の登録基準に適合すると認められるときは、「南紀熊野ジオパーク登録商品」に登録する。

- 2 前項の後、協議会は速やかに登録証を商品の登録を受けた者(以下「登録者」という。)へ交付する。

(登録期間)

第8 登録期間は登録された年度から3年間とする。

- 2 登録継続については、申し出の無い限り原則として自動更新するものとし、審査会の再審査を経て決定する。

(登録の表示)

第9 登録者は、登録品の商品名、パッケージ、登録品を紹介したホームページ、店舗店頭ポップ、のぼり旗、チラシ等で「南紀熊野ジオパーク登録商品」の表記もしくは南紀熊野ジオパークのロゴマークを表示することができる。ただし、ロゴマーク使用に当たっては「南紀熊野ジオパークロゴマーク使用規定」に準ずるものとする。

(登録者の責務)

第10 登録者は、この要綱の規定を遵守し、登録品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に南紀熊野ジオパークのイメージ向上に努めなければならない。

(登録の変更)

第11 登録者は登録商品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、登録商品内容変更届(様式第4号)を速やかに協議会に提出するものとする。

- (1) 申請書の内容に変更が生じたとき。

- (2) 認定品の生産、製造、販売または提供を中止したとき。
- (3) 認定品の規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

(登録商品の調査及び検査)

第12 協議会は必要があると認めるときは、登録商品の調査や検査を行うことができる。

(登録の取消し)

第13 協議会は、登録商品が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。

- (1) 登録基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく前条を拒否したとき。
- (4) 生産または販売を中止または廃止し、再開の見込みのないとき。
- (5) その他、登録商品として登録することが適当でないと認められたとき。

2 協議会は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書（様式第3号）により登録者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録が取消されたときは、登録者は直ちに登録証を協議会に返却し、且つ登録の表示を外さなければならない。

4 協議会は、登録を取り消したときは、必要に応じてその対象となる登録商品及び登録者を公表することができる。

(実績報告)

第14 登録者は、登録商品の出荷または販売に係る実績報告について、協議会からの要請があった場合、可能な限り協力するものとする。

(事故責任)

第15 登録商品の瑕疵により事故が発生した場合は、登録者がその損害賠償等の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に問わずこれを負わない。

(その他)

第16 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別記1

南紀熊野ジオパーク登録商品 登録基準

【登録基準】

1 ストーリー性

- (1) 南紀熊野ジオパークに関するストーリー性を有しているか。
(地質・地形的特徴、自然、歴史・文化、人の営み等)
- (2) 南紀熊野ジオパークの知名度やイメージアップにつながるか。

2 地域性・独自性

次のいずれかを満たしていること。

- (1) 南紀熊野ジオパーク内で生産された原材料又はこれに準拠した素材を使用している。
- (2) 地域の伝統的な製法など、商品価値を高めるための工夫があり、優位性や独自性がある。
- (3) 南紀熊野ジオパークエリア内の見どころとなる地形等を模している。
- (4) 環境に配慮した材料や工夫が取り入れられている。